

特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）

1 特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯

「新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という）」については、令和4年3月9日に実施した第三者点検を経て、令和4年4月28日に公表しています。その後は軽微な修正を行っており、最終修正は令和6年11月1日に行っています。

このたび、令和10年1月に予定している税系システムの標準化移行にあたり、特定個人情報保護評価指針に規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当することから、同指針に基づき特定個人情報保護評価を再実施します。

再実施する評価書について、令和8年5月1日から令和8年5月31日までパブリックコメントを実施しました。その結果を踏まえ、今回、第三者点検を依頼します。

2 基本情報

1. 対象となる事務	
(1)事務の名称	新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
(2)事務担当部署	財務部 資産税課
(3)事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日時点の土地、家屋所有者に対し、登記情報や現地調査等を元に税額を計算し賦課決定する。 ・賦課期日時点の新潟市内の償却資産の所有者からの申告を基に、税額を計算し賦課決定する。 ・住民等からの申請により、各種証明書等を交付する。 ・事務に関するシステム連携の流れは「(別添1)事務の内容」のとおり。
2. 取り扱う特定個人情報ファイル	
(1)ファイル名	固定資産税・都市計画税 賦課情報ファイル
(2)事務実施上のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人を正確かつ迅速に特定し、固定資産税賦課事務を効率的に行うことができる。 ・生活保護関係情報等により税の減免事務等を効率的に行うことができる。
3. 前回実施時からの主な変更点	
<p>税系システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に伴い、システム変更に係る評価書の内容全体を次のとおり見直す。</p> <p>① 税系システムの標準化移行後に利用する「データ連携システム（ガバメントクラウド内のシステムと庁内システムの間でデータ連携するためシステム）」について記載する。(1 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムのシステム6)</p>	

- ② 「(別添1) 事務の内容)」について、「データ連携システム」を利用する内容へ変更する。
- ③ 「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目)」について、標準化移行後に保有する記録項目へ変更する。

3 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

<p>1. 特定個人情報の入手に係るリスクと対策（措置）</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 個人番号カードその他の本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報入手を防止している。 • データ連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、庁内に限ってアクセスが可能である。また、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステムの情報を入手することができない仕組みとしている。 • あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていないデータの取得ができないことを担保している。 • 各業務システム各々に ID/暗号鍵を設定することで、他システム用の情報データへのアクセスを抑止している。データ授受の動作記録を残すことで、不適切な方法での入手を抑止している。
<p>2. 特定個人情報の使用に係るリスクと対策（措置）</p>
<ul style="list-style-type: none"> • データ連携システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようシステム上でアクセス制御を行っている。 • システムを利用する者については、関係所属長からの依頼により権限の発行・執行を決定し、権限付与された者は ID/パスワードでの認証を実施している。 • 端末操作履歴、情報の更新等すべての操作に対してアクセスログを記録している。 • 全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を年1回実施している。業務外利用をした場合に、ログ記録からは特定することが可能であることを職員に周知する。これにより、事務外の利用を抑止している。
<p>3. 特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策（措置）</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 特定個人情報ファイルにアクセスした記録は、データベースに逐一保存されている。文章により特定個人情報を提供・移転する場合は、文書整理簿に記録・管理している。 • 固定資産税システム及び業務共通システムにアクセスできる職員は、権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による特定個人情報の提供・移転を防止している。

4. 情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策（措置）

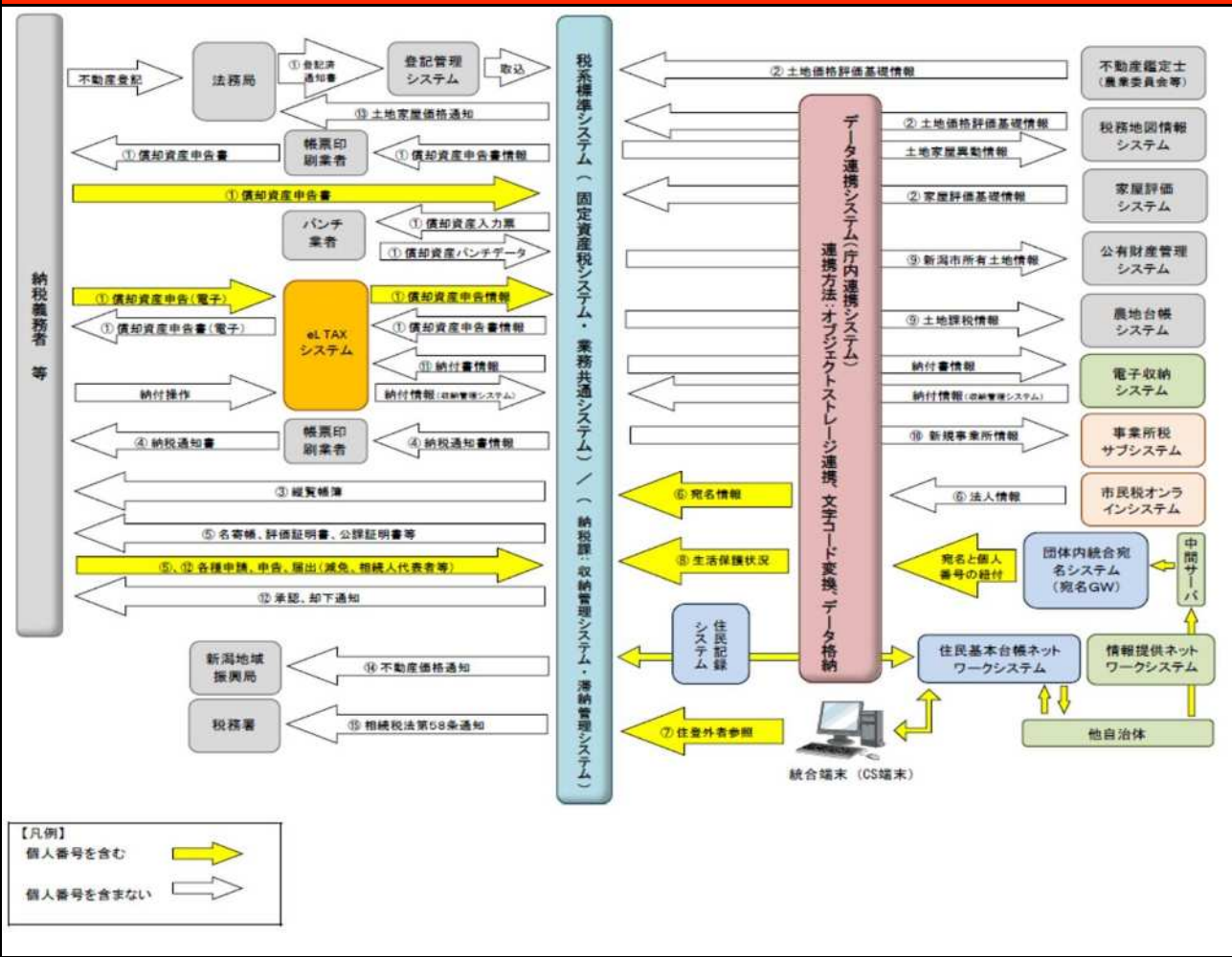
- 情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リストとの照会を情報提供ネットワークに求め、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
- ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されているため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。

5. 特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策（措置）

- ガバメントクラウドは、政府のセキュリティ基準（ISMAP）を満たしたクラウドサービスを利用しており、サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築され、認可された者のみがアクセスできるよう入退室管理を実施し、事前許可されていない装置等の外部持出しを禁止している。
- 国及びクラウド事業者は、利用者データへアクセスしない契約としている。また、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ASP やガバメントクラウド運用管理補助者がネットワークやデータアクセス状況を継続的に監視し、ログ管理を実施している。さらに、クラウド事業者はガバメントクラウドに対し脅威検出や DDoS 対策を 24 時間 365 日行っており、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。導入している OS やミドルウェアは必要に応じてセキュリティパッチを適用している。加えて特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- 特定個人情報がいつまでも消去されず存在し続けられないよう、本市公文書管理条例、行政文書管理規則に則り、適切に廃棄処分を行っている。

今回

(別添1) 事務の内容

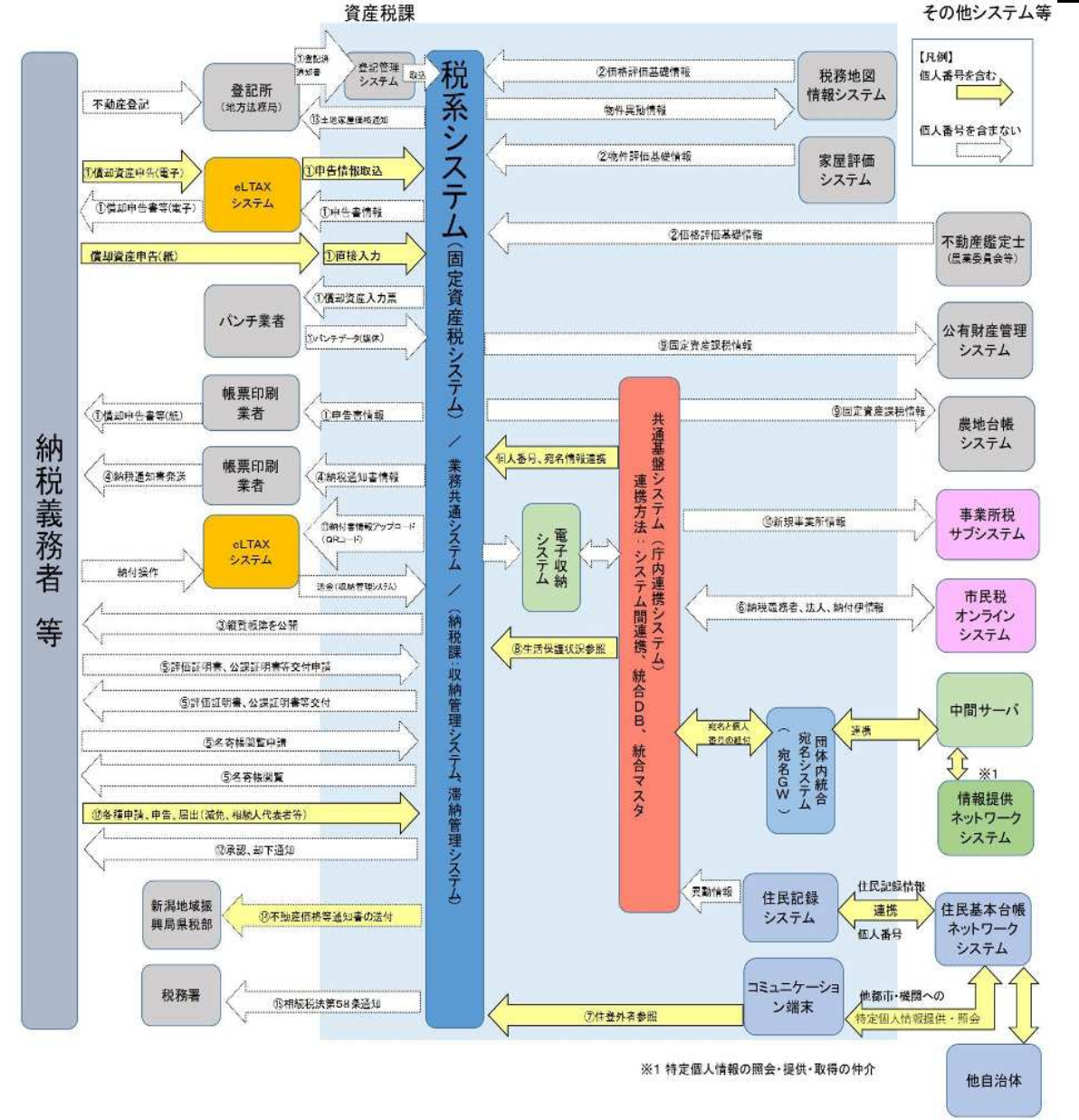


(備考)

- ①登記済通知書、償却資産申告書等をもとに、課税台帳を整備する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とするところになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。
- ②土地の評価額を決定するため、不動産鑑定士や地図会社から価格を評価するための基礎情報を入手する。家屋の評価額については、家屋評価システムを活用する。
- ③縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。
- ④固定資産税システムで税額を計算し、納税通知書を納税義務者へ送付する。帳票印刷および封入封緘は、外部業者に委託する。
- ⑤納税義務者からの申請により、固定資産税に係る各種証明書を発行する。
- ⑥データ連携基盤から、宛名や法人の情報を取得する。
- ⑦新潟市に住民登録していない納税義務者の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムを使って確認する。
- ⑧統合宛名の機能を使い、生活保護情報を参照する。
- ⑨公有財産システム、農地台帳システムに情報を提供する。
- ⑩事業所税システムに家屋情報を連携する。
- ⑪納付書情報をQRデータ化してeLTAXシステムへアップロードし、納税義務者等は納付操作することができる。eLTAXシステムから納付情報を収納管理システム(納税課)で受ける。
- ⑫各種申請、申告、届出(減免、相続人代表者等)により承認、却下通知を行う。
- ⑬登記所へ土地、家屋価格通知データを提供する。地方税法第422条の3。
- ⑭新潟地域振興局へ不動産価格等通知書を送付する。地方税法第73条の18及び22。
- ⑮税務署へ死亡者情報、固定資産評価額情報を送付する。相続税法第58条。

前回

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①登記済通知書、償却資産申告書等をもとに、課税台帳を整備する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とするところになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。
- ②土地の評価額を決定するため、不動産鑑定士や地図会社から価格を評価するための基礎情報を入手する。家屋の評価額については、家屋評価システムを活用する。
- ③縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。
- ④固定資産税システムで税額を計算し、納税通知書を納税義務者へ送付する。帳票印刷および封入封緘は、外部業者に委託する。
- ⑤納税義務者からの申請により、固定資産税に係る各種証明書を発行する。
- ⑥共通基盤から、納税義務者や法人の情報を取得する。納税義務者等からの問い合わせで、本人確認が必要な場合は基本情報を照合する。
- ⑦新潟市に住民登録していない納税義務者の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムを使って確認する。
- ⑧統合宛名の機能を使い、生活保護情報を参照する。
- ⑨公有財産システム、農地台帳システムに情報を提供する。
- ⑩事業所税システムに家屋情報を連携する。
- ⑪納付書情報をQRデータ化してeLTAXシステムへアップロードし、納税義務者等は納付操作することができる。eLTAXシステムから入金データを収納管理システム(納税課)で受ける。
- ⑫各種申請、申告、届出(減免、相続人代表者等)により承認、却下通知を行う。
- ⑬登記所へ土地、家屋価格通知データを提供する。地方税法第422条の3。
- ⑭新潟地域振興局へ不動産価格等通知書を送付する。地方税法第73条の18及び22。
- ⑮税務署へ死亡者情報、固定資産評価額情報を送付する。相続税法第58条。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新潟市 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新潟市は、固定資産税・都市計画税の賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

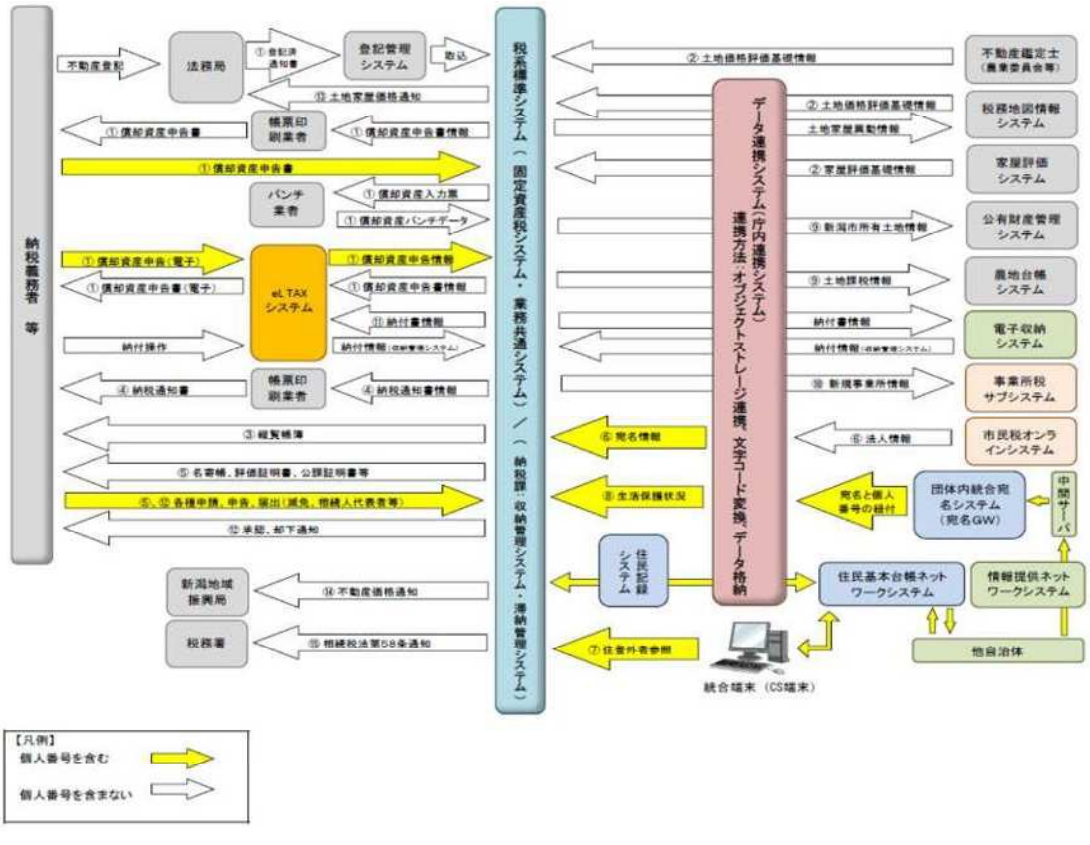
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税系標準システム(収納管理システム、業務共通システム)(令和10年1月1日システムリプレイス)
②システムの機能	<p>■収納管理システム 各課税システムから連携される課税情報に基づき納付された収納情報を管理する。 1. 収納情報の取込み・管理。 2. 過誤納金の還付・充当処理、還付・充当通知書の作成。 3. 督促対象者の督促情報の作成。 4. 口座振替情報の管理、金融機関への依頼情報の作成、振替結果情報の取込み。 5. 延滞金・還付加算金の計算。 6. 納税証明書の発行。 7. 統計・決算資料の抽出。 8. 納付書の再発行。</p> <p>■業務共通システム COKAS-iの各サブシステムに共通して必要となる機能を提供する。 1. 宛名・送付先の管理。 2. 口座の管理。 3. DVストーリー支援管理。 4. システム利用者管理(職員、所属、権限)。 5. マスタ管理(住所辞書、金融機関マスタ、公印)。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (電子収納システム)
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>団体内統合宛名システムは、個人番号・宛名コード・団体内統合宛名番号の紐付け管理、及び庁内情報連携等の機能を提供する。 1. 番号の管理 団体内統合宛名番号の新規付番、及び個人番号・団体内統合宛名番号・宛名コードの関連付けを行う。 2. 団体内統合宛名番号の検索 住所・氏名等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 3. 中間サーバー格納用データの中継 各業務システムにおいて、他団体へ提供するために作成した中間サーバー格納用データを、中間サーバーへ転送する。また、異動発生時の更新情報も同様に行う。 4. 情報提供ネットワークシステムとの情報連携 各業務システムからの情報提供ネットワークシステムあて情報照会要求メッセージを中間サーバーへ転送し、情報提供ネットワークシステムからの照会結果を中間サーバーから受取り、照会元の各業務システムへ転送またはデータを書き込む。 5. 職員認証・権限の管理 団体内統合宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 6. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、既存業務システム)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	データ連携システム(庁内連携システム) 以下、庁内連携システムと表記。
②システムの機能	<p>ガバメントクラウド内にある標準システムと庁内環境にあるシステムが情報転送を行うための情報連携システムである。</p> <p>※情報收受は、業務ごとに予め定義されていた専用領域を介して、既存業務システムから専用領域へアクセスして情報を取得する。なお、情報ファイル単位で連携する。専用領域は、予めアクセスできるデータを各業務ごとに制御しているため、各業務システムは許可されていないデータの取得ができない仕組みとなっている。</p> <p>1. 庁内情報の連携 情報移転元システムで作成した庁内移転用データを移転元の専用領域から取得し、移転先の専用領域へ専用のデータ連携システムを利用してデータ転送を行う。 ※庁内移転用データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で庁内移転用データを渡す。</p> <p>2. セキュリティの管理 データ連携システムを利用する各業務システムからのアクセスを制御するため、ID/暗号鍵の管理を行う。暗号鍵は一定期間でローテーションを行う。</p> <p>3. 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成/管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム、電子収納システム、既存業務システム)</p>
システム7	
①システムの名称	電子収納システム
②システムの機能	<p>公金の請求情報や納付情報等について、庁内各業務システム(収納管理システム等)と外部機関(金融機関、コンビニ・スマホ、MPN)との仲介連携・管理を行うための機能を有している。</p> <p>当該事務で利用する範囲の機能は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課情報連携機能 納付情報を消し込むために必要な賦課情報を外部機関へ連携。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (既存業務システム)</p>
システム8	
①システムの名称	eLTAX地方税ポータルシステム(電子申告システム、共通納税システム)
②システムの機能	<p>地方税共同機構が運営する地方税に関する申告や収納などの事務を電子化するための統合的なシステム。当該事務で利用する範囲の機能は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■電子申告システム ・償却資産の申告機能：納税義務者からの償却資産申告書を受け付ける。 ■共通納税システム ・請求情報の取得・保有機能： 自治体の基幹税務システムで発行する納付書情報をLGWAN経由で、eLTAX納付ポータルにアップロードすることにより、案件特定キー・QRコードによる共通納税システム納付が可能となる。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11～15	
システム16～20	

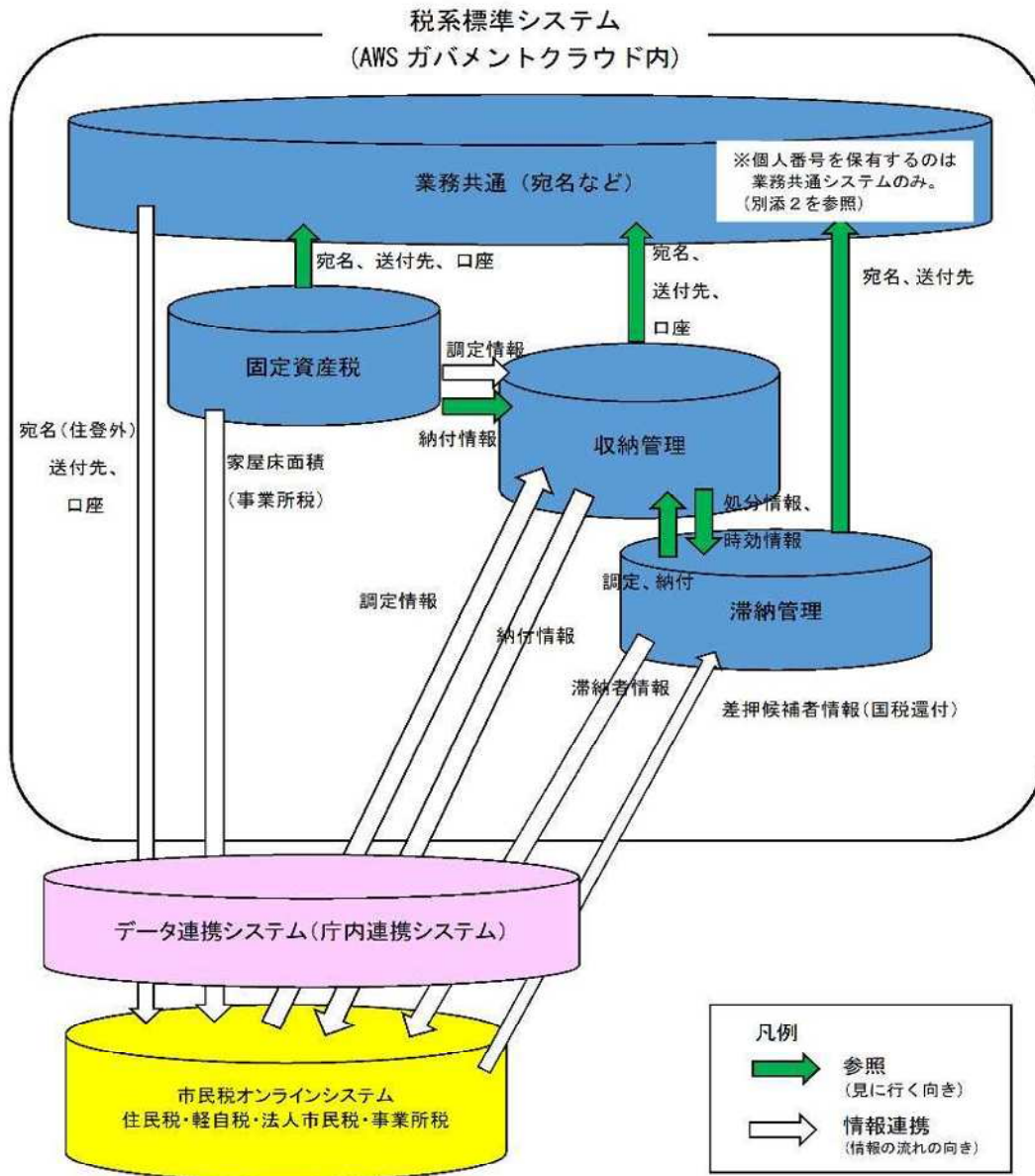
3. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税 賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	○固定資産税・都市計画税の公平・公正な課税、事務の効率化 ・個人の特定、個人の宛名の突合を効率化するため。 ・生活保護関係情報等により税の減免事務等を効率化するため。
②実現が期待されるメリット	・個人を正確かつ迅速に特定し、固定資産税賦課事務を効率的に行うことができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表 項番24項 ・別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番48項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第50条第11号 (対象事務:固定資産税の減免に関する事務、照会可能情報:納税義務者に係る生活保護実施関係情報)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



- (備考)
- ①登記簿通知書、償却資産申告書等をもとに、課税台帳を整備する。所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、死亡している納税義務者を把握し、相続人の調査を行う。
 - ②土地の評価額を決定するため、不動産鑑定士や地図会社から価格を評価するための基礎情報を入手する。家屋の評価額については、家屋評価システムを活用する。
 - ③縦覧帳簿を作成し、納税者へ公開する。
 - ④固定資産税システムで税額を計算し、納税通知書を納税義務者へ送付する。帳票印刷および封入封緘は、外部業者に委託する。
 - ⑤納税義務者からの申請により、固定資産税に係る各種証明書を発行する。
 - ⑥データ連携基盤から、宛名や法人の情報を取得する。
 - ⑦新潟市に住民登録していない納税義務者の個人番号を住民基本台帳ネットワークシステムを使って確認する。
 - ⑧統合宛名の機能を使い、生活保護情報を参照する。
 - ⑨公有財産システム、農地台帳システムに情報を提供する。
 - ⑩事業所税システムに家屋情報を連携する。
 - ⑪納付書情報をQRデータ化してeLTAXシステムへアップロードし、納税義務者等は納付操作することができる。eLTAXシステムから納付情報を収納管理システム(納税課)で受ける。
 - ⑫各種申請、申告、届出(減免、相続人代表者等)により承認、却下通知を行う。
 - ⑬登記所へ土地、家屋価格通知データを提供する。地方税法第422条の3。
 - ⑭新潟地域振興局へ不動産価格等通知書を送付する。地方税法第73条の18及び22。
 - ⑮税務署へ死亡者情報、固定資産評価額情報を送付する。相続税法第58条。

新潟市税系標準システムのサブシステム関連イメージ



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税、都市計画税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)において、新潟市内に土地、家屋又は有形償却資産を所有する、市内及び市外在住の納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人。
その必要性	固定資産税・都市計画税の適正な賦課を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 ・納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人を特定するため。 【4情報及び連絡先情報】 ・納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のため。 【業務関係情報】 ・地方税関係情報: 固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため。 ・算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため。 ・生活保護者に対する税の減免決定を行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日(令和10年1月1日システムリプレース)
⑥事務担当部署	財務部資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民生活課、各区区民生活課、福祉総務課、情報システム課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、新潟地方法務局) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方税共同機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()														
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX地方税ポータルシステム)														
③入手の時期・頻度	1. 本人及び本人の代理人等からの入手 各種申告や届出の受付時 2. 庁内連携により入手 住民記録システムで異動した際に連携、生活保護システムは随時 3. 地方公共団体情報システム機構からの入手 調査事務が必要となった都度 4. 情報提供ネットワークシステム・住民基本台帳ネットワークシステムからの入手 調査事務が必要となった都度(統合端末(CS端末)による住民異動情報の検索・閲覧)														
④入手に係る妥当性	地方税法第343条に定められた納税義務者について、番号利用法第9条に基づいて適正かつ公平な課税事務を行う為に個人番号、その他識別情報並びに4情報を入手する。														
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> 番号利用法別表第1の16の項、別表第2の27の項に規定 本人等から入手する場合は、本人等に対して利用目的等を口頭で説明する。 番号利用法第14条第2項、同法第19条第4号により、本人確認情報の提供を求めることができる旨が明示されている。 														
⑥使用目的 ※	公平公正かつ効率的に賦課業務を行うため。														
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">変更の妥当性</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用部署 ※</td> <td>財務部資産税課</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用者数</td> <td> [100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性		使用部署 ※	財務部資産税課	使用者数	[100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性															
使用部署 ※	財務部資産税課														
使用者数	[100人以上500人未満] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
<選択肢>															
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満														
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満														
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上														
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者(代理人)より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 本人確認を行う際に個人番号を利用する。 生活保護受給情報について統合宛名を通して照会を行い、減免事務を行う。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">情報の突合 ※</td> <td>内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">情報の統計分析 ※</td> <td>概要調査などの統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しない。</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>賦課決定、更正決定、減免決定</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	情報の統計分析 ※	概要調査などの統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定								
情報の突合 ※	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。														
情報の統計分析 ※	概要調査などの統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しない。														
権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定														
⑨使用開始日	平成28年1月1日														

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	税系システム運用支援・改修業務	
①委託内容	システム運用、保守、改修に関すること。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者	
その妥当性	システムの運用支援と改修委託を実施するため、特定個人情報・特定個人情報ファイルと既存番号(宛名番号)が紐づくシステム全体を対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合のみシステムの直接操作を認めている。 [○] その他	
⑤委託先名の確認方法	新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日本電気株式会社 新潟支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認手続を経た後に承認することとする。
	⑨再委託事項	ハードウェア・ソフトウェアの保守作業や運用支援を行う。また、障害対応や法制度改正時のシステム改修を行う。

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>1. システムにおける措置 特定個人情報を管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所には以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・該当システム基盤のサーバーログインは、ID/パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。</p> <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>3. ガバメントクラウドにおける措置 ・サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[20年以上]</p>
<p>その妥当性</p>	<p>還付、過誤納金の補填に対応するため。 新潟市固定資産税等過誤納金補填金支払要綱</p>

③消去方法	<p>1. システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪データは、システムで削除可能。削除を行うことができる職員は、システム管理の権限を与えられた職員のみ限定されている。 ▪紙媒体は、新潟市公文書管理条例、新潟市行政文書管理規則に則り、保存年限を経過したものについて、溶解廃棄処分を行っている。 ▪ディスク交換やハード更改の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。 <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ▪クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 ▪さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ▪中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 <p>3. ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制限されているため特定個人情報がクラウド事業者によって消去されることはない。 ▪クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ▪既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データの抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<固定資産税システム(システムのテーブル一覧)>

以下のテーブルのうち、(※)が個人番号(マイナンバー)を保有するテーブルを示す。

1.人的情報、2.人的情報異整、3.共有管理、4.共有管理履歴、5.共有管理異整、6.共有管理異動整理、7.共有明細、8.共有明細履歴、9.共有明細異整、10.通し番号、11.調定集計、12.調定集計期別、13.賦課、14.賦課履歴、15.賦課異整、16.賦課減免集計、17.賦課期別税額、18.区分所有按分、19.賦課按元土、20.賦課按元家、21.賦課按税詳細、22.賦課待機、23.共有異動経過、24.土地異動経過、25.家屋異動経過、26.償却異動経過、27.所在地、28.土地登記履歴、29.土地登記履歴元先、30.土地基本、31.土地基本履歴、32.土地基本異整、33.土地基本元先、34.土地基本評価額、35.土地基本画地明細、36.土地基本画地明異整、37.土地基本画地評点、38.複写対象土地、39.土地単価、40.土地単価明細、41.土地平均負担水準、42.土地登記連携待機、43.土地登記待機、44.土地現況待機、45.家屋登記履歴、46.家屋登記外所在地、47.家屋連携外所在地、48.家屋基本、49.家屋基本履歴、50.家屋基本異整、51.家屋各階床面積、52.家屋外所在地、53.家屋登記連携待機、54.家屋登記待機、55.家屋現況待機、56.家屋部屋分割待機、57.家屋一棟統合待機、58.償却申告、59.償却申告履歴、60.償却申告異整、61.償却一品、62.償却一品履歴、63.償却一品異整、64.償却集計減税額、65.償却集計減税額履歴、66.償却集計、67.償却集計履歴、68.償却集計異整、69.償却申告異動経過、70.電子申告利用届出、71.電子申告電算(※)、72.電子申告一品増減(※)、73.電子申告一品増減(※)、74.電子申告一品増減WK(※)、75.返還金、76.返還金賦課明細、77.返還金物件明細、78.外部ファイル管理、79.外部ファイル対象、80.土地共有リンク、81.家屋共有リンク、82.未納対象者、83.未納対象者合算元、84.業務使用状態

<業務共通システムで記録する項目(システムのテーブル一覧)>

以下のテーブルのうち、(※)が個人番号(マイナンバー)を保有するテーブルを示す。

1.個人(※)、2.個人履歴(※)、3.住登外(※)、4.住登外履歴(※)、5.住登外異動整理(※)、6.住登外異動整理履歴(※)、7.個人検索(※)、8.個人検索履歴(※)、9.個人異動整理、10.個人連動(※)、11.個人旧氏、12.法人、13.法人履歴、14.法人異動整理、15.法人検索、16.送付先、17.送付先履歴、18.送付先異動整理、19.納管人、20.納管人履歴、21.納管人異動整理、22.固有宛名、23.固有宛名履歴、24.固有宛名異動整理、25.連絡先、26.連絡先履歴、27.連絡先異動整理、28.口座、29.口座履歴、30.口座異動整理、31.名寄せ、32.名寄せ異動整理、33.個人法人バッチ(※)、34.個人バッチ(※)、35.宛名バッチ、36.番号管理、37.大字、38.番地編集区分、39.行政区自動設定、40.業務使用状態、41.行政区、42.郵便番号自動設定、43.地方公共団体、44.方書、45.個別事項年金、46.個別事項年金履歴、47.個別事項年金異動表、48.管理情報種別、49.管理情報、50.管理情報段階種別、51.管理情報段階、52.新旧宛名番号管理、53.新旧世帯番号管理、54.新旧組合番号管理、55.連携制御、56.検索前回対象者、57.検索前回条件、58.投入前回パラメータ、59.DV管理、60.DV管理履歴、61.DV管理異動整理、62.自治体特別送付先、63.納税者ID、64.帳票引抜管理、65.帳票引抜管理履歴、66.団体内統合宛名番号、67.総合窓口個別情報、68.マスタ適用状況、69.機関、70.機関種別、71.機関種別機関対応、72.特定個人情報名、73.特定個人情報項目、74.照会者委託、75.提供者委託、76.提供者委託項目、77.照会者許可照合、78.照会許可照合項目、79.事務手続有効期間、80.特定個人有効期間、81.業務年度、82.窓口連動、83.業務連動、84.送付先検索、85.送付先履歴検索、86.固有宛名検索、87.固有宛名履歴検索、88.宛名情報バッチ、89.宛名情報対象者、90.宛先異動蓄積、91.業務連動、92.業務連動個人、93.DV加害者、94.DV加害者履歴、95.DV転送、96.DV転送履歴、97.受付番号管理、98.更新者情報、99.宛名番号リンク、100.抑止設定世帯管理、101.抑止設定個人管理、102.団体内統合宛名付番管理(※)、103.団体内統合宛名住登者付番(※)、104.団体内統合宛名住登者更新(※)、105.団体内統合宛名住登外付番(※)、106.団体内統合宛名住登外更新(※)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税、都市計画税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■本人または代理人からの入手 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での申請書等の受付の場合は、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにしている。 ・窓口での個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に取扱職員に行わせている。 ・本人が本人以外の情報を誤って記載することがないように分かり易い記載要領としている。 ■庁内連携における措置 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、庁内に限ってアクセスが可能となっている。また、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステムの情報を入手することができない仕組みとなっている。 ■他機関等からの入手における措置（eLTAX電子申告システム） <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXを介した情報はシステム制御により、新潟市を提出先とした対象者以外の情報は取得できない仕組みとなっている。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■本人または代理人からの入手 <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の情報入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、窓口受付の場合、記載指導により必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように分かり易い記載要領としている。 ■庁内連携における措置 <ul style="list-style-type: none"> ・情報移転システムが作成したデータをデータ連携システムにおける所定の場所に格納し、既存業務システムからデータにアクセスして情報を取得するシステムであるが、情報移転対象者以外の情報は格納されない。 ・あらかじめアクセスできるデータを各業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていないデータの取得ができないことを担保している。 ・データ連携システムを利用する各業務システム各々にID/暗号鍵を設定することで、他システム用の情報データへのアクセスを抑制している。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムから情報を入手する際には、当該対象者の宛名番号を指定することを必須としており、当該対象者の情報であることを担保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■固定資産税・都市計画税の賦課事務における措置 <ul style="list-style-type: none"> ・申請等する場合、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。 ・アクセスログを記録することにより、不適切な方法で入手を抑制している。 ■庁内連携における措置 <ul style="list-style-type: none"> ・データ連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステム情報を入手することはできない仕組みとなっている。 ・データ授受の動作記録を残すことで、不適切な方法での入手を抑制している。 ■他機関等を介した入手における措置（eLTAX電子申告システム） <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAX電子申告システムは、LGWANを経由して情報を取得するため、詐取・奪取の対策が担保されている。また、電子申告システム（審査サーバー）にアクセスできる職員を権限設定により限定しており、またアクセスにはID/パスワードの入力と生体認証を必要とする。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 ・団体内統合宛名管理システムへのログイン及びデータ授受の動作記録を残すことで、不適切な入手を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号(マイナンバー)の記入が必要な申請や請求を受けるときは、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行っている。 その他、番号利用法、番号利用法の施行令と施行規則に則り確認している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの提示を受ける。 個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記個人番号の真正性の確保と同様に、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、確認している。 収集後に情報が変化した場合、登記情報等を調査して修正し、正確性を確保している。 必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行っている。 情報の修正等を行う際は、職員によるダブルチェックを行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■紙媒体に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 紙媒体により提出された申請書等の特定個人情報は、鍵付きの保管スペースで保管している。 紙媒体を窓口で受領後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底している。 委託業者が情報資産を庁外へ持ち出す際は、契約に基づき、持ち出し申請の提出を義務付け、特定個人情報保護を徹底している。 ■電子データに対する措置 <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報が記録された電子データについては、極力、電磁的記録媒体を用いないこととしているが、やむを得ず記録媒体を使用する場合は鍵付きの保管スペースより取り出し、業務時間外での使用を制限している。また事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、保管スペースへ返却することを徹底している。 ■庁内連携における措置 <ul style="list-style-type: none"> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっている。また、接続された特定機器のみとの通信とすることで、接続システム外への漏えい・紛失を防いでいる。 ■団体内統合宛名システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや既存業務システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。また、団体内統合宛名システムと団体内統合宛名システム接続端末間の通信を暗号化し、漏えい・紛失を防いでいる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p>■庁内連携における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要なない情報との紐付けが行われないようシステム上でアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>■庁内連携における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携システムは、情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、移転する情報以外の情報利用はできない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>■固定資産税・都市計画税の賦課事務における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する者について、関係所属長の依頼により権限を付与する対象者を決定している。権限を付与されたものはID/パスワードで認証を実施している。 ・特に、システム内で保有する個人番号(マイナンバー)へのアクセスは閲覧機能だけに制限されている。また、アクセス権限のない者は、個人番号による本人検索機能の利用だけに制限され、いずれの画面での検索結果において個人番号は表示されない仕様となっている。(権限を有する者だけが個人番号の閲覧が可能。) <p>■庁内連携システムにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用するものについては、ユーザ単位で参照権限を付与している。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する者について、関係所属長の依頼により、権限を発行・失効を決定している。システム内で権限付与(失効含む)の一覧を管理できるとともに、システム以外の管理簿でも保管している。
アクセス権限の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の異動に合わせてユーザIDやアクセス権限を随時見直し、業務上アクセスが不要となったものについては変更、削除を行い、残存を防止している。 ・利用権限を職員単位に設定でき、設定した権限にしたがって、利用可能な処理メニューを提供することができる。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している]</p> <p><選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する者について、情報閲覧記録、納付書・納税証明書発行記録を簡易に閲覧できる仕組みを有している。また、端末操作履歴、情報の更新等、すべての操作に対してアクセスログを記録している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者への提供を禁止することを契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去、又は記録装置の破碎等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 個人情報を記録した(ハードウェアを含む。)媒体等の破碎等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報取扱特記事項の順守を明記しており、その中で、個人情報の範囲、個人情報の適性な管理・取扱、個人情報の利用及び提供等について規定している。また、上記以外に</p> <ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 データの授受及び搬送に関する事項 委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 その他データの保護に関し必要な事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 <p>についても規定している。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスした記録は、データベースに逐一保存している。実態調査に係る照会文書を印刷する場合は、印刷した文書の種類及び照会先をデータベースに記録している。文書により特定個人情報を提供・移転する場合は、文書整理簿に記録し管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転は、番号利用法・関係法令で定められた必要な範囲に限定して実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	固定資産税システムにアクセスできる職員は、権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による特定個人情報の提供・移転を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供・移転に際し、情報の内容及び提供・移転先に誤りがないか、職員によるダブルチェックを実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法別表第2及び第19条に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <p>■ 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>■ 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

■新潟市における措置

本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。

■中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

■中間サーバー・プラットフォームにおける措置

・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	■新潟市における措置 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>■新潟市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回路を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」【第1.0版】(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの運用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	現存者の情報と同じく、セキュリティが確保されたサーバー室内に管理されている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	保有する基本4情報は、異動があった場合に随時更新されるので、古い情報のまま保管されるリスクはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> 新潟市公文書管理条例、新潟市行政文書管理規則に則り、保存年限を経過したものについて、廃棄処分を行っている。 情報資産を廃棄する場合は、事前に許可を受けるとともに、消磁、破砕、裁断、溶解などによって、情報を復元できないよう措置を講じている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■新潟市における措置 <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルを管理しているサーバーはデータセンターに設置しており、設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 サーバー室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 サーバー室内に設置したサーバーは、全て鍵付のサーバーラックに設置している。 ■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 日本国内でデータを保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ■新潟市における措置 <p>委託先、再委託先による特定個人情報の消去や廃棄に係る処理においては、記憶装置の廃棄処分を証するものの提出を求めている。</p>	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>■新潟市における措置 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年に1度、担当部署において自己点検を実施している。</p> <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>■新潟市における措置 ・新潟市情報セキュリティ対策基準に基づき、システム所管部署ならびに情報セキュリティ部門による監査を定期的に行っている。監査手法は、計画立案のうえ、アクセスログチェックなど必要な技法を用いて実施している。監査結果にて指摘のあった事項については、速やかに改善を行っている。</p> <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>■新潟市における措置 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修とコンプライアンス研修を年に1回実施し、情報セキュリティと規範意識の向上を図っている。更に、初任者及びセキュリティ責任者については別途、任務別の情報セキュリティ研修を年に1回実施している。また、特定個人情報の取扱いに関するマニュアルを整備し、課内での研修を通じて徹底を図っている。</p> <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	新潟市財務部資産税課管理担当 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話025-226-2266
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について新潟市ホームページ上で表示。
③手数料等	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[無料]</div> <div style="text-align: right;">1) 有料 2) 無料</div> <p>(手数料額、納付方法: 手数料は無料だが、写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料、郵送の場合は、コピー料と郵送料等の負担有、前納制。)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;">1) 行っている 2) 行っていない</div>
個人情報ファイル名	固定資産税システム
公表場所	財務部資産税課、総務部総務課市政情報室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	新潟市財務部資産税課管理担当 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話025-226-2266
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課市政情報室、情報システム課及びデジタル行政推進課に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市報、市ホームページ上で意見公募する旨掲載し、 ・資産税課 ・各区役所地域課・地域総務課 ・各出張所 ・中央図書館(ほんぽーと) ・市政情報室 において案の閲覧及び配布を行う。 また、意見は、 ・郵送 ・ファックス ・電子メール ・窓口提出 の方法で受付を行う。
②実施日・期間	令和8年5月1日～令和8年5月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	単なるシステム説明ではなく、リスクについての低減措置を書くべき。
⑤評価書への反映	すでに記載済みのため反映しない。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会による第三者点検を実施。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	—

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「委託事項3」「⑥委託先」	第一製品流通株式会社	日本通運株式会社	事後	入札による委託会社の変更
令和1年6月10日	I 基本情報 「7. 評価実施期間における担当部署」に所属長の役職名	資産評価課長 真壁 恒雄、資産税課長 参宮 直樹	資産評価課長 資産税課長	事後	書式の記載方法変更による
令和1年6月10日	V 開示請求	新潟市税事務所	新潟市市税事務所	事後	脱字
令和1年12月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	作図矢印 ①④⑥⑩個人番号を含む連携	作図矢印 ①④⑥⑩個人番号を含まない連携	事後	H27.12.18総務省通知「地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しについて」による事務取扱の見直し
令和1年12月4日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	備考⑥ …基本情報に加え、個人番号を確認する	⑥ …基本情報等で確認する	事後	上記に同じ
令和1年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	⑧使用方法 ・納税通知書に個人番号を記載する。	削除	事後	上記に同じ
令和1年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託」	委託事項2, 委託事項3, 委託事項4	委託事項2, 委託事項4 削除し 委託事項3を委託事項2とする	事後	上記に同じ
令和1年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)」	○移転を行っている	○ 行っていない	事後	上記に同じ
令和1年12月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転先1	削除	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「2. 特定個人情報の入手」「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	申告時に申告者本人の情報であることを窓口で確認している。	申告時に窓口で個人番号カード等により申告者の個人番号を確認するとともに、運転免許証等で本人確認を行い、申告者本人の情報であることを確認している。	事後	新潟市個人情報審議会による第三者点検の結果の意見を踏まえ変更・追記
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「2. 特定個人情報の入手」「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	記載なし	(eLTAXについては、他市町村の情報や他税目の情報が見られない仕組みとなっている。)	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「2. 特定個人情報の入手」「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」	情報移転対象者以外の情報は格納されない。	全件データを受信することは現実的に難しいため、宛名システム(住基情報)に異動があった人のみのデータを抽出し、それを固定資産税システムに送信してもらうプログラムになっている。	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「3. 特定個人情報の使用」「リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク」「ユーザー認証の管理の具体的な管理方法」	記載なし	(人事異動に合わせて、ユーザー登録を速やかに実施)	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「3. 特定個人情報の使用」「リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク」	記載なし	アクセスログは平成28年度から全て保存している。	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「3. 特定個人情報の使用」「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」「リスクに対する措置の内容」	記載なし	職員が使用しているパソコンはデータを外部記録媒体に複写したり、インターネットなどを利用して外部に送信することができない。	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策「7. 特定個人情報の保管・管理」「リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」「特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」	記載なし	委託先、再委託先による特定個人情報の消去や廃棄に係る処理においては、記憶装置の廃棄処分を証するものの提出を求める。	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅳ その他のリスク対策「2. 従業者に対する教育・啓発」「従業者に対する教育・啓発」	記載なし	※職員の意識の向上が図れるよう工夫し研修内容を充実させるよう努める。	事後	上記に同じ
令和2年4月13日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月24日	【1回目】平成27年5月15日 【2回目】令和元年6月24日	事前	訂正
令和2年4月13日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	(当初)	【1回目】	事後	追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ②実施日・期間	記載なし	【2回目】令和元年10月7日から令和元年11月5日まで	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(当初)	【1回目】	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民からの意見の聴取 ④主な意見の内容	記載なし	【2回目】ご意見をいただいたが、指摘事項等なし	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	(当初)	【1回目】	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	記載なし	【2回目】令和元年12月25日	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	(当初)	【1回目】	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	記載なし	【2回目】新潟市個人情報保護審議会による第三者点検を実施。	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	(当初)	【1回目】	事後	追記
令和2年4月13日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	記載なし	【2回目】審議会よりいただいた意見を踏まえ、評価書を一部修正した。	事後	追記
令和4年4月28日	評価書の内容全部	評価書の内容全部	本評価書のとおり	事前	システムリプレイスにより、評価指針第6-2(1)ア重要な変更にあたるため、新規保有時の評価に準じ、評価内容全部を見直すため。
令和6年11月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条		根拠法令の改正
令和6年11月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・番号法別表2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第6号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条第11号		根拠法令の改正
令和6年11月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	新潟市財務部資産税課管理係 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話025-226-2266	新潟市財務部資産税課管理担当 新潟市中央区古町通7番町1010番地 電話025-226-2266		令和6年4月組織改正
	評価書の内容全部	評価書の内容全部	本評価書の通り	事前	システムリプレイスにより、評価指針第6-2(1)ア重要な変更にあたるため、新規保有時の評価に準じ、評価書の内容全部を見直すため。